# 原子力発電設備における法定検査以外のデータ改ざんの調査結果(概要)

## 1. 平成 19 年 1 月 31 日に報告した事案の調査結果

平成 18 年 12 月 5 日付け報告徴収命令「検査データの改ざんに係る報告徴収について」(経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号)に基づき、法定検査のデータ処理における改ざんの有無を調査した結果、法定検査に関するデータ処理以外においても改ざんもしくは不適切な取り扱いが行われた以下の事案が確認された(平成 19 年 1 月 31 日、報告済み)。

なお、これらの事案については、現在まで継続しているものはなかった。

これらの事案について、詳細な事実関係の調査を進め、原因の究明及び再発防止対策の立案を行った。

No	確認された事案	ユニット	時期
	排気筒放射性よう素濃度の不正な測定による社内検 査記録のデータ改ざん	柏崎刈羽(号機不明)	平成 7 年 ~ 平成 9 年頃
	排気筒モニタコンピュータ処理の不正な上書きによ る社内記録のデータ改ざん	柏崎刈羽4号機	平成7年5月
	運転日誌 ( 社内記録 )等の熱出力の計算機打出し値の 改ざん	柏崎刈羽1号機	平成7年8月
	ホイストクレーン定期自主検査記録の不適切な取り	福島第一6号機	平成 10 年
	扱い	定検機材倉庫	平成 13 年

なお、上記の他に、業務品質に関わる不適切なもの、あるいはこれに類するものとして、以下に示すような事例が確認された。これらについては、不適合管理システムを活用し、今後、業務品質の改善を図っていくこととした。

- ・発電電力量の記録作成時における的確さに欠ける数値記載
- ・固体廃棄物管理月報記載データを修正せず、過大に報告し続けた事例など

# 2. 追加の調査で判明した改ざん事案

平成 19 年 1 月 31 日に報告した事案について, 社内の他の発電所においても同様の改ざんが行われていないか確認するため、グループ会議及び先に実施した聞き取り対象者への再確認を実施した。

その結果、グループ会議で得られた同様な改ざんの他、1月31日に公表した事案をきっかけとした申告や、他事案の聞き取り調査時の申告として新たな事案が確認されたため、これらについても追加の調査を進め、原因の究明及び再発防止対策の立案を行った。

なお、これらの事案については、いずれも過去に行われたものであり、現在まで続いているものではないことを確認した。

No	確認された事案	ユニット	時期
	定期検査開始のためのプラント停止操作における原子	福島第二1号機	昭和 60 年 11 月
	炉スクラム(自動停止)事象の隠ぺい	柏崎刈羽1号機	平成4年2月
	HPCS-D/G 定例試験記録及び当直の引継ぎ日誌の改ざん	柏崎刈羽3号機	平成7年7月
	運転日誌(社内記録)の熱出力の計算機打出し値の改	福島第一5号機	平成6年9月
	ざん(同様な改ざん事例)	福島第一6号機	平成3年6月~ 平成10年6月

については、特に重大な事象と受け止め、事実関係及び原因・背景事情の解明に係る調査を社外の専門家である弁護士に委ねることが相当であると判断し、これを弁護士中込秀樹を調査団長とする合計 5 名の弁護士からなる社外弁護士調査団に依頼した。

### 3 . 再発防止対策

#### <法定検査以外の7事案に対する再発防止対策について>

法定検査以外の7事案に対し、検出された個々の原因について、以下の手順で整理を行った。 各原因について、キーなる項目を抽出した。

抽出したキーなる項目(小分類)に基づき、各原因の項目を整理した。(11項目に分類) 小分類した項目を、(1)品質保証システムの問題、(2)企業倫理遵守・企業風土の問題、(3)安全文化 の醸成・定着の問題に分類(大分類)した。

上記での小分類毎に評価を実施し、平成14年9月に、原子力不祥事を踏まえ策定した「4つの約束」及び、平成19年1月10日に、海水温度データの改ざんの結果から策定した「二度と不適切な取扱いが行われないようにするための対策」、「対策の有効性評価」についての評価を踏まえ、以下の対策を実施するものとする。(法定検査に係る改ざんに対する再発防止対策も含めて記載している。)

- (1)品質保証システムの問題
- a . 業務の判断基準等の明確化
- b.業務の手順等のプロセスの明確化
- c . 要領書等の記載内容の充実
- d . 組織力を発揮した課題解決の実施
- e . 主任技術者の機能の充実
- f.上位職の行動規範の明確化
- (2)企業倫理遵守・企業風土の問題
- a . 説明責任を果たす価値観の浸透
- b.法令等を遵守する倫理観の徹底
- c . 正直にものを言う風土の醸成
- (3)安全文化の醸成・定着の問題
- a . 安全を最優先する文化の徹底
- b. 安全を常に問いかける姿勢の醸成

- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続、
- 「管理者の適正関与・指導の仕組みの構築」(強化)
- 「4つの約束」の継続、「主任技術者の牽制機能が発揮 される仕組みの構築」(新規)
- 「4つの約束」の継続、「高位職のもののあるべき姿の明確化」(新規)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続、
- 「説明責任の重要性に関する価値観の浸透」(強化)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続、
- 「ものが言える風土の徹底」(強化)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」の継続

#### (4)再発防止対策の有効性の評価

本店および発電所の管理職は、自らの組織に対して上記対策の実施状況と有効性を定期的に評価する。 また、原子力品質監査部は、本店および発電所の各組織に対して、業務品質監査等を通じ、上記対策の実 施状況と有効性を定期的に評価し、その結果を経営層に報告する。

### <原子力部門として実施する総合的な再発防止対策について>

原子力不祥事以降、当社は「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し、信頼回復のために「4つの約束」をかかげ、再発防止に取り組んできた。しかしながら、今回、過去の不正・データ改ざんが平成14年の総点検においても摘出できず、また、それ以降も見つけられなかったことに鑑みると、これまでの取り組みの継続・強化のみの再発防止対策では十分とは言えない。改ざんを受けつけない自浄能力を持った組織を作る必要がある。よりオープンな企業風土を作り、社員一人一人が地域・社会に対する説明責任を果たすという強い意識を身に着けることが必要だと考える。そのためには、社内の論理を優先することなく、地域・社会の意見に真摯に耳を傾け、話し合うことを奨励する価値観の浸透、地域・社会の声を業務改善に活用していく企業風土の醸成、これらを促進する組織・仕組みの強化が必要であり、今後、その具体策を検討していく。

よりオープンな企業風土を作るためには、失敗を言い出しやすい環境が必要と考える。この目的のため、失敗情報を未然防止のために活用することを重要視する価値観の共有、及び不適合管理の仕組みの改善に取り組んでいく。また、現場が抱える悩みを軽減するため、本店の発電所サポート機能を強化することが必要であり、この観点から本店組織のあり方を見直すこととする。

当社は、今回の事態を深く反省し、会社全体の課題として真摯に受け止め、今後、このような事態を二度と起こさないよう、地域・社会及び第三者の意見を聴きながら、より実効性の高い再発防止対策として全社を挙げて取り組んでいく。

# 4 . 平成 19 年 1 月 31 日に報告した 4 事案が平成 14 年の総点検において確認できなかった原因

法定検査以外のデータ改ざん・不正な処理もしくはこれに類するものとして、7事案が確認された。

これらの事案については,平成14年度に当社が行った総点検において確認することができなかったが、その原因は以下に述べるとおりである。

当社は平成 14 年 8 月、原子力安全・保安院から指示文書「自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 2 号)を受領し、その中で、当社が行った自主点検作業について、これまで、適切に実施されていたか、客観的証拠に基づき調査を行うように指示を受けた。この指示に基づき、当社は平成 14 年 9 月 20 日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確認に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院に提出し、その後の原子力安全・保安院からの指示も踏まえ、総点検を実施し平成 15 年 2 月 28 日に原子力安全・保安院に最終報告書を提出した。この総点検はシュラウドの点検記録の改ざん等の当社原子力発電所の不祥事を踏まえて実施したものであり、調査範囲を原子炉本体を中心に、点検や工事を主体に設定し、期間についても重要度により区分を設けて実施した。また、調査の方法も、当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間の整合を確認するという方法を中心に行った。

この総点検において、7 事案についてどのような点検が行われていたかを確認したところ、以下のようにいずれの事案も総点検の対象外となっており、平成14年度の総点検において確認できなかったものであることを確認した。

- ・ ~ 、 は、測定または社内記録の作成といった業務行為において不正が行われた事案であり、検査や 点検、工事を伴うものではなく、総点検の対象外であった。
- ・ に示すクレーン、ホイスト類は、総点検の確認範囲対象外であった。
- ・ 福島第二1号機は、昭和60年の案件であるが、平成14年度の総点検では最も古いものでも昭和63年までしかさかのぼっておらず、調査対象期間の点から、調査対象外であった。(調査中)
- ・ 柏崎刈羽1号機は、電気油圧式制御装置(EHC)の不調が確認されているが、EHCは平成14年度の 総点検では、その他設備に分類されており、当該事象の発生した平成4年の工事報告書は、調査対象外で あった。
- ・ のディーゼル発電機のガバナ調整については、平成 14 年度の総点検ではその他設備に分類され、当該事 象の発生した平成 7 年の工事報告書は調査対象外であった。

以上

# 原子力発電設備における法定検査に関するデータ処理以外の調査で確認された改ざんの概要(4事案)

番号	件名	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
	排気筒放射性よう 素濃度の不正な測 定による社内記録 のデータ改ざん	コニット 時期・期間 よう 柏崎刈羽 H7~9 な測 (号機不明) 記録		柏崎刈羽原子力発電所において、平成7年~平成9年頃、排気筒から放出される放射性よう素の放射能濃度を測定した際、指針に定める測定下限濃度以下の極微量であるものの、測定器の検出限界濃度を上回ったため、環境化学課主任は、不正な方法で測定するなどして、数値を小さく改ざんしたことがあった。このことは、課長まで承知していた。改さんの動機は、ゼロリリース(放出放射性物質をゼロにする)に対するブレッシャーが大きく、放出がなかったように見せたかったこと、および対外的な説明が困難であったことによる。なお、不正な方法により改ざんを行ったことが否定できないのは数件程度と推測されるが、号機を特定するには至らなかった。【安全に対する影響】 測定された放射性よう素濃度の測定は1週間連続捕集したフィルタを測定すること、放出の可能性あるのは年1回の定期検査における停止時であることから、仮に平成7年度において柏崎刈羽原子力発電所のすべての排気筒から、1週間、指針に定める測定下限濃度の放射性よう素が放出されたと仮定しても、年間放出量は約4.5×10 <sup>6</sup> 87と評価され、当時の保安規定に定めた放出管理目標値と比較して約5万分の1である。また、この仮定に基づく周辺監視区域境界の放射性よう素濃度は、約5.7×10 <sup>-13</sup> 87/cm <sup>3</sup> と評価され、法令の濃度限度と比較して約1,000万分の1である。さらに、上記の仮定放出量を基に一般公衆の被ばく線量を求めると、評価結果は1.5×10 <sup>-8</sup> mSv/年と評価され、これは法令に定める周辺監視区域境界における線量限度(1mSv/年)の約70万分の1である。さらに、上記の仮定放出量を基に一般公衆の被ばく線量を求めると、評価結果は1.5×10 <sup>-8</sup> mSv/年と評価され、これは法令に定める周辺監視区域境界における線量限度(1mSv/年)の約70万分の1である。 さらに、上記の仮定放出量を基に一般公衆の被ばく線量を求めると、評価結果は1.5×10 <sup>-8</sup> mSv/年と評価され、これは法令に定める周辺監視区域境界における線量限度(1mSv/年)の約70万分の1である。 さらに、上記の仮定放場界における線量限度(1mSv/年)の約70万分の1である。 さらに、上記の仮定放場界における実際の放射性よう素の放出量は極めて低いレベルであったことから、本件は安全性に影響をおよぼすものではなかった。 なお、これまでの柏崎刈羽原子力発電所周辺での環境モニタリングの測定結果では発電所の影響による放射性よう素が検出されたことはない。	ないところ、責任を果たしていなかった。 (上位職の行動規範)  b.企業倫理遵守・企業風土の問題 ・原子力発電所の運転状況として、放射性廃棄物の管理状況を国の運転管理専門官(当時)に、定期的に社内記録を用いて説明を
				保安規定の放出管理目標値の濃度換算値:約3×10-4Bq/cm <sup>3</sup> 一指針に定める測定下限濃度 (7×10-9Bq/cm <sup>3</sup> ) 最初に測定した値 (適切な測定方法) 期定器の検出限界濃度 (2~4×10-9Bq/cm <sup>3</sup> ) 測定器の検出限界濃度:7×10-9Bq/cm <sup>3</sup> 測定器の検出限界濃度:2~4×10-9Bq/cm <sup>3</sup>	にタービン開放が原因となる放射性よう素の排気筒での検出がなかったことから、「ゼロリリース」の実績を継続的なものとするために、常に強いプレッシャーを背負っていた。(業務の判断基準、説明回避)なお、上記に掲げた主な原因については、既に再発防止対策がとられている。
				₩ 指針に定める測定下限濃度 : 7×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、指針上、この数値を目標に検出することとしている値	現時点における改ざんの有無なし
				測定器の検出限界濃度 : 2~4×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、測定器の性能上検出可能な最小の値 放出管理目標値の濃度換算値:約3×10 <sup>-4</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、平成7年度において柏崎刈羽原子力発電所の排気筒から、 合計で当時の保安規定に定めた放出管理目標値(2.1×10 <sup>11</sup> Bq/年)相当を1回 放出したと仮定して平均濃度に換算した値	現在は指針の測定下限濃度以下であって も、測定器の検出限界値を上回る測定結果 が得られた場合に、それを「検出」とする ことを明確にし、これをマニュアルとして 定めることにより、再発防止対策がとられ ている。

番号	件名	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
	排気筒モニタコンとは、大きのでは、までは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、までは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、そのでは、大きのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そ	柏崎刈羽4号機	H7.5	柏崎刈羽原子力発電所において、平成7年5月、4号機のブラント起動時の、排気筒モニタによる希ガス放射能濃度測定の結果、 指針に定める測定下限濃度以下の極微量であるが、測定器の検出限界濃度と回る放射能が検出された。そのため、環境化学課主 任からの開き取りによると、副長からの指示を受けて、データ処理用コンピュータ端末を操作し、測定器の検出限界濃度以下にな るようにデータを改ざんした。 改さんの動機は、ゼロリリース(放出放射性物質をゼロにする)に対するブレッシャーが大きく、放出がなかったように見せたかったこと、および対外的な説明が困難であったことによる。 【安全に対する影響】 測定された放射性希ガス濃度は指針に定める測定下限濃度以下であったので、「検出なし」と判断されるレベルであった。 このため、仮に中央制御室チャートにおいて有意な上昇が確認された当該期間において、チャートに記録された最大値 (7cps)で放出が維続したと仮定しても、放射性希ガス放出量は約2.1×10 <sup>18</sup> Gと評価され、当時の保安規定に定めた放射性希ガスの放出管理目標値は数して3.3万分の1である。 さらに、上部の仮定放出量を基に一般公衆の被ばく線量を求めると、9.9×10 <sup>7</sup> MSV/年と評価され、これは法令に定める周辺監視 区域境界における終量限度 (1mSv/年)の約100万分の1である。 以上のように、本事実における実際の放射性希ガスの放出量は極めて低いレベルであったことから、本件は安全性に影響をおよばすものではなかった。 なお、当該期間において敷地境界のモニタリングボストの指示値は約30~40nGy/hであり、有意な変化は認められていない。 保安規定の放出管理目標値の濃度換算値:約7×10 <sup>8</sup> Bg/cm³ ・測定器の検出限界濃度(約1×10 <sup>8</sup> Bg/cm³) ・測定器の検出限界濃度(約1×10 <sup>8</sup> Bg/cm³ ・測定器の検出限界濃度(約1×10 <sup>8</sup> Bg/cm³	a.品質保証システムの問題 ・指針に定める測定下限濃度を下回る値で検出された場合の取扱いについて明確に定めていなかった。(業務の判断基準) ・排気筒モニタデータは、コンピュータシステムに取り込まれる指示値を担当者がで、そのコピデンスが残らない運用であるとともにして、できたとしても、この修正を行ったとしても、この修正を行うプロセス) ・副長以下の判断で改ざんが行われた状況から、組織運営の管理者である課長の関与が十分ではなかった。(上位職の行動規範)  b.企業倫理遵守・企業風土の問題 ・原子力発電所の運転状況として、放射性廃棄物の管理状況を国の運転管理専門官(当時に、定期的に社内記録を用いて説明を行っており、指針の測定下限濃度以下レンドとにより、それまでの記録のトレンドとにより、それまでの記録のトレンドな説があり、対外的な説明が困難と考えた。(説明回避) ・柏崎刈羽原子内発出して、は、検出リー常に対象をとすることがあるとするために、「ゼロリに、業務の判断を継続のとするに、第の判断を継続のに、「ゼロリに、常の判断を継続のことのとするために、業務の判断を実施に掲げた主な原因については、既に業務運用上の再発防止対策がとられている。
				指針に定める測定下限濃度 : 2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、指針上、この数値を目標に検出することとしている値 測定器の検出限界濃度 : 約1×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、測定器の性能上検出可能な最小の値 中操チャート最大値の濃度換算値:約7×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、中操チャートにおいて有意な上昇が確認された期間において、チャート に記録された最大値(7 c p s )を濃度に換算した値 放出管理目標値の濃度換算値:約2×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 、4号機の排気筒で2日間に保安規定の放出管理目標値(5.9×10 <sup>-15</sup> Bq/年)相当を放 出したと仮定して平均濃度に換算した値	現時点における改ざんの有無なし なし 現在は指針の測定下限濃度以下であっても、 測定器の検出限界値を上回る測定結果が得られた場合に、それを「検出」とすることを明確にし、これをマニュアルとして定めることにより、再発防止対策がとられている。

番号	件名	発電所ユニット	改ざんの 時期・期間		原因の究明			
	運転日誌(社内記録)等の熱出力の計算機打出し値の 改ざん	己 柏崎刈羽 D 1号機		羽 H7.8	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機において、平所が、当直長了解のもと、運転日誌に記載されての後、改ざんされた運転日誌と他の帳票でた作業委託を、課したの改造した作業を記されるであるとはないものの、P-2 帳票の改されるであるといれをであるではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないものの、P-2 帳票のではないのであるがあり、技術部はでは、P-2 帳票のでは、「連続最大領域に関するができる影響とは、「連続最大領域に関するが、事のののでは、「連続最大領域に関するがでは、「連続最大領域に関するがでは、「連続最大領域に関するができる影響とは、「連続最大領域に関するができる影響とは、「連続は関するがでは、「連続最大領域は、「連続最大の規定では、「単位のでは、「連続は関するができる影響とは、「連続は関するがでは、「連続は関するがでは、「連続は関するがでは、「連続は関するが、「連続は関するができる影響とは、「単位のでは、」」では、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」」では、「単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」」では、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」」では、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」」では、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」は、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、」は、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位のでは、「単位のでは、単位	ている原子炉熱出力瞬時値を、定格の整合を図る目的で、燃料技術課に表頼した。これを受けて協力企業に力瞬時値の定格値超過の記載があたとしたことや、改ざんした原子が多いない値のであり、運転日誌に記載された原であり、運転日誌に記載された原であり、運転日誌に記載された原がった。 は当過の場合は問題とならいことでは、約0.00であり、また安全性に影響をおよにでする。19年5月~)にタイプ機能がであり、年5月~)にタイプ機能がであり、年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能がである。19年5月~)にタイプ機能が	格値を下回る値に改ざんした。 こて、プロセス計算機上のデータ改ざんを目は9月4日、5日に当該作業を実施した。 った場合、運転管理専門官に、その原因を記 熱出力瞬時値は、IAEA(国際原子力機関)の 、P-2,P-3帳票と運転日誌の整合を取ろうと を上期放射線管理等報告書*」における平成であるべきところ3,292MWと記載)になって 設置、運転等に関する規則第24条第1項の規定による とが要求されており、具体的な運用方法としていた。なお、プロセス計算機の原子としていた。なお、プロセス計算機の原子としていた。なお、プロセス計算機の原子としていた。なお、プロセス計算機の原子とはないた。なが保安規定において明確になっているが、6%である。 まずものではなかった。 ないものへ取替を実施する予定。また、平原	・当時の保安規定の運用では「連続最大熱出力」が定格値(3,293MW)以下であることを平均出力領域モニタの記録計で監視することと力の信域を関係の記録計で監視することが関係のではなかった。このを関しての解釈が明確ではなかった。このを関いるではなかった。のの値)が定格値を超えた場合でもかった。で、当時値があったが関連を対し、は、大力のではないるのでは、は、大力のでは、大力のでではでは、大力のでは、大力を関)のでは、大力を対し、大力を対力を対し、大力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力
					改ざん前	改ざん後	で提示することから、P-2,P-3 帳票と運転日 誌の整合を取ろうとしたことも一因と推定	
				8月17日18時	3,301MW	3,287MW	される。(説明回避)	
				8月27日7時	3,295MW	3,290MW		
				プロセス計算機 フラントデ・タ NSS タイパ BOP タイパ	P-3 帳票       P-2 帳票       P-1 帳票 8月 17 日 18:00       原子炉熱出力=3301       = X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	★出力=3301WWt =X.XXX =X.XXX データペースの改ぎん P-2, P-3 帳票の元となるデ	現時点における改ざんの有無 なし グループ討論、文書類等の調査により、現在 はこのような改ざんは行われていないことを 確認している。	

番号 件名	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
<ul><li>本の録扱</li><li>おの録扱</li><li>大自適</li><li>上自適</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>上を表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><li>とを表現の</li><l< td=""><td>福 6 定 6 定 6 定 6 一</td><td></td><td>福島労一原子乃兼電所において、6号機モーター・ジェネレータ建度に設置しているホイストクレーンについて平成、9年度に 定機機が倉庫に設置しているホイストクレーンとついて平成、12年度に、それぞれ定期自主検査を実施しなかった。 それぞれの事業の個子炉グルーブ担当者は、2年毎に実施されるポイラークレーン協会(智齢性能検査機関)による性能検査を 受検する際、1年前の定期自主検査記録がないことに気づき、主任に相談のうえ、1年前の定期自主検査記録をねつ造した。課長、 副機が相談を受けていたかどうかは不明であるが、上覧印は課長まで押印されていた。その上で、主任および担当者は、定期自 土地省を実施していないにもかかわらず、それぞれ性能検査を受検し、これに合格した。 ねつ造の影機は、定期自主検査をは、管体受担に性能検査を保め工程に影響が出ることを恐れたというものであった。 【検査への影響】 クレーン則第34条では、毎年定期自主検査を行うことが規定されているが、定期自主検査を実施していないにもかかわらず、 記録を作成し不適切な状態でポイラークレーン協会が実施する性能検査を受検したことが問題であった。 【安全に対する影響】 過去3年分の定期自主検査記録を確認した結果、異常は確認されていない。クレーンが使用可能であることを証明するクレー 大検査証でいて、2年ごとにポイラークレーン協会が実施する性能検査を受検し、検査証の有効期間を更新していることから、 設備上の問題はなかった。 当該設備は設備点検用のクレーンであり、ブラントの安全・安定運転に影響するものではなかった。</td><td>a. 品語を保証システムの問題 ・ 当な、</td></l<></ul>	福 6 定 6 定 6 定 6 一		福島労一原子乃兼電所において、6号機モーター・ジェネレータ建度に設置しているホイストクレーンについて平成、9年度に 定機機が倉庫に設置しているホイストクレーンとついて平成、12年度に、それぞれ定期自主検査を実施しなかった。 それぞれの事業の個子炉グルーブ担当者は、2年毎に実施されるポイラークレーン協会(智齢性能検査機関)による性能検査を 受検する際、1年前の定期自主検査記録がないことに気づき、主任に相談のうえ、1年前の定期自主検査記録をねつ造した。課長、 副機が相談を受けていたかどうかは不明であるが、上覧印は課長まで押印されていた。その上で、主任および担当者は、定期自 土地省を実施していないにもかかわらず、それぞれ性能検査を受検し、これに合格した。 ねつ造の影機は、定期自主検査をは、管体受担に性能検査を保め工程に影響が出ることを恐れたというものであった。 【検査への影響】 クレーン則第34条では、毎年定期自主検査を行うことが規定されているが、定期自主検査を実施していないにもかかわらず、 記録を作成し不適切な状態でポイラークレーン協会が実施する性能検査を受検したことが問題であった。 【安全に対する影響】 過去3年分の定期自主検査記録を確認した結果、異常は確認されていない。クレーンが使用可能であることを証明するクレー 大検査証でいて、2年ごとにポイラークレーン協会が実施する性能検査を受検し、検査証の有効期間を更新していることから、 設備上の問題はなかった。 当該設備は設備点検用のクレーンであり、ブラントの安全・安定運転に影響するものではなかった。	a. 品語を保証システムの問題 ・ 当な、

# 原子力発電設備における法定検査以外のデータ改ざんの調査結果(概要)(追加事案)

No.	件名	発電所	時期	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
	T 面 面 の に 力 の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	福島第二	\$60.11	照和60年11月21日、福島第二原子列発電所1号機において、定期検査のため発電機を解列(送電線から発電機を刊り離すと)し、定期検査のための原子炉停止操作を実施していたところ、原子炉停止操作に不分れ、原子炉スクラムが発生した。このような場合には、国及び地元自治体に対して報告しなければならないところ、発電部長またはその止位職は、この事実を報告した場合の対応の領雑さ等を回避するため、これを行わないこととし、ましに、その指示のもと、当直員らは、記録が求められる日誌等を改ざんし、当該原子炉スクラムが発生しなかったように表った。 く以上、調査団報告書より要約> 【法令報告等に対する問題】 原子炉スクラムが発生した場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則並びに地元自治体との安全態定に基づき、国及び地元自治体に報告しなければならないところ、これを行っていなかった。 【保安規定に対する問題】 法令に基づ合保安規定に定めた記録(日誌等)が適切に作成されず、改さん等がなされた。 原子炉自動スクラムがあった場合、保安規定によれば、原子炉を再起動するには、所長の承認が必要であるところ、同定期検査後の原子炉の再起動の際にかかる実践は得られていない可能性が高い。以上より、本事業は保安規定に抵触するものであった。 【安全に対する影響】 ブラントの安全を確保するためにあらかじめ設定された中性モニターの設定値により、原子炉は自動停止しており、安全に影響を及ぼすものではなかった。	a. 品質保証システムの問題 ・原子の方法には報告にいないが生じには報告にいるのででである。 ・原子の上位職が管理上である。のででは、所では、のでででは、所ででは、のででででででででででででででででででで

No.	時期	件名	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
5	時期 H4.2	件名 定期検査のためのためのに対し、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 には、 のは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	事実関係(保安への影響含む) 平成4年2月28日、柏崎刈羽原子力発電所1号機において、定期検査のため発電機を解例(送電線から発電機を切り離すこと)し、原子が停止操作を実施していたところ、電気油圧制御装置の故障により、原子がスクラムが発生した。このような場合には、国及び地元自治体に対し、報告・連絡をしなければならないところ、発電歌長は、この事業を公表した場合の対のの領徴も等を回避するため、これを行わないこととし、さらに、記録が求められる日誌等を改ざんし、当該原子炉スクラムが発生しなかったように続った。(以上、調査団験告書より要約) 【法会報告等に対する問題】 「法令に基づき、国及び地元自治体に報告・連絡をしなければならないところ、これを行っていなかった。 (保安規定に対する問題】 ・法令に基づき保安規定に定めた記録(日誌等)が適切に作成されず、改ざん等がなされた。 ・保安規定に定められた報告すべき関係者に対し、報告がなされていなかった。 ・保安規定に定められた報告すべき関係者に対し、報告がなされていなかった。 ・保安規定に対象カスラムがあった場合、保安規定に出れ、原子が自由更動は、所長の承認に基づきなされるべきところ、定期検査後の起動は、所長の承認ではなく、通常の起動と同じく、発電部長の承認に基づきなされた。以上より、本事金後の起動は、所長の承認ではなく、通常の起動と同じく、発電部長の承認に基づきなされた。以上より、本事金後の表記に基づきなされた。 【安全に対する影響】 フラントの安全を確保するためにあらかじめ設定された原子炉水位により、原子炉は自動停止しており、安全に影響を及ぼすものではなかった。	原因の究明 a . 品質保証システムの問題 ・原子のか上ではないでは、所生ではないでは、いったとそのとしてでは、いいでは、のったとのでは、のったとのでは、のったとのでは、のったとのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、ので

番号	件名	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係(保安への影響含む)	原因の究明
高 <i>E</i> レゼリ 例 び ii	圧イル試当誌   プー定及継		H7.7	平成7年7月28日に、柏崎刈到原子力発電所3号場の高圧炉のスプレイ系タイーゼル発電機(以下、 PPOS-D/6)に対して実施した定例 試験において、定倍負荷差もあら出力を降下條件中、 PPOS-D/6 がトリップした。この際、定格負荷をとることが確認できた後にトリップしているため、 PPOS-D/6 がトリップした。この際、定格負荷をとることが確認できた後にトリップしているため、 PPOS-D/6 がトリップした。この際、定格負荷をとることが底式を対しませい。	a . 品質保証システムの問題 ・当時の保安規定においては、HPCS-D/G の維持基準は必ずしも明確でなかった。(業務の判断基準) ・発電部長が相談を受けたにもかかわらず、改ざんを防げなかったことも原因のひとつであった。これは、発電部長が本来果たすべき責任を果たしていなかったことに拠るものと考えられる。(上位職の行動規範)
				定例試験記録における改ざんの例	

番号	件名	発電所ユニット	改ざんの 時期・期間				原因の究明				
	運転日誌(社内記録)の熱出力の計算機打出し値の改ざん	福島第一	H6.9 H3.6 H7.7 H7.8 H10.6	平直日間 おり で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ら平成 10 年 6 月にかけて 、技術課(燃料技術課) 5 回にわたって定格値を 出力瞬時値の定格値超過 響】 では、「連続最大熱出力」 算機の原子炉熱出しても、 が行われた際も運転中、 が行われた際も運動が が行われた際も運動が 、原子炉熱出力瞬時が 、であるった原子炉熱出 、本件は保安規定上の問	からプロセス計算にでいる値に改ざんがあった場合、そのでは別の、ではいまでは、15年代では、15年代では、15年代では、15年代では、15年代では、15年代では、15年代では、15年代では、15年代のには、15年代では、15年代には、15年	機の取り扱いでは、 の取りでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	い方法等につい らの改ることが困 , 6 号機:3,293 (1) を ・ 6 号機の参考の を ・ 1 を ・ 1 を ・ 2 を ・ 3,293 ・ 1 を ・ 1 を 1 を	で説明を受け、 運転管理専門を 難と考え、によう であり、いてを はないが、であり、 でありかり、この値 におり、 でので はないり、 でので はないので になり にない。 でので になり、 でので になり、 でので にない。 でので でので にない。 での。 での。 での。 での。 での での。 での での での での での での での での での での での での で。 で。 での で。 での で で。 で で。 で で で で	運転日誌の原子炉製 では でから でんしょ できない まで でんしょ でんしょ でんしょ でんしょ でんしょ でんしょ でんしょ でんし	・当時の保安規定の運用では「連続最大熱出力」が定格値(5号機:2,381MW,6号機:3,293MW)以下であることを平均出力領域モニタの記録計で監視することとされており、プロセス計算機の原子炉熱出力瞬時値(運転日誌(BOPタイパー)の値)に関しての解釈が明確ではなかった。このため、原子炉熱出力瞬時値(運転日誌(BOPタイパー)の値)が定格値を超えた場合でも問題ないという根拠が明確になっていなかった。(業務の判断基準) b.企業倫理遵守・企業風土の問題・運転管理専門官など社外から原子炉熱出力瞬
						年月日時		(改ざん前)	(改ざん後)		
ĺ					5 号機(定格値 2,381MW)	平成6年9月14日	平成 6 年 9 月 14 日 4 時 2,382MW 2,380MW				
					6 号機(定格値 3,293MW)			3,296MW	3,280MW		
						平成7年7月26日	24 時	3,295MW	3,281MW		
						平成7年8月4日1	1 時	3,295MW	3,288MW		
						平成 10 年 6 月 14 日	日19時	3,295MW	3,290MW		
					プロセス計算機		熱出力トレン	*> •••	トレンド画面 原子炉熱出力瞬時値 1分毎に表示が更新		
						<制御棒	パタ - ン> 原	<b>子炉熱出力=3296MWt ―</b> =X.XXX =X.XXX	▶ トレンド画面のイ	値と等しい	現時点における改ざんの有無
					BOP 91/5	xx:x 12:0 13:0	0 xxxx 0 xxxx	日) 原子炉熱出力 XXXX 3280 XXXX の値は毎正時における瞬	<b>運転日誌の改さ</b> 運転日誌の原子炉影格値(3293MW)を下回値を 3296 3280 にち出す改ざん(プロ上のデータは変更し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	なし グループ討論、文書類等の調査により、現在は このような改ざんは行われていないことを確 認している。